



# 長野県報

2月18日(木)  
令和3年  
(2021年)  
第180号

## 目 次

### 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・疾病対策課）	1
長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定（水大気環境課）	2
基本測量の実施（建設政策課）	2
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	2

### 公 告

県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課）	3
都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	3
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	5

## 告 示

### 長野県告示第62号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
オレンジこころクリニック	上高井郡小布施町小布施2252-1	令和3年2月1日
いずみの薬局	佐久市三塚191番地37	令和3年2月1日
片倉フレンド薬局	諏訪市豊田1243-5	令和3年2月1日
片倉薬局	諏訪市四賀2257-6	令和3年2月1日
訪問看護ステーションあやめ長野	長野市稻田3丁目20-11サニーハイツ稻田103	令和3年2月1日

保健・疾病対策課

### 長野県告示第63号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地
片倉フレンド薬局	諏訪市豊田1243-5
片倉薬局	諏訪市四賀2257-6
ひろおか薬局	佐久市三塚191番地37

辞退年月日  
令和2年12月12日  
令和2年12月12日  
令和3年1月31日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第64号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

名 称	区 域
南相木村栗生 水資源保全地域	南相木村5092番1、5092番2、5092番4、5092番6、5092番7、5092番9、5092番11、5092番14、5092番16、5092番18、5093番1、5093番2、5094番1、5094番2、5094番3、5094番4、5095番1、5095番2、5095番3、5095番4、5095番5、5098番4及び5098番5の区域
南相木村立原 水資源保全地域	南相木村6334番25、6334番27、6334番28、6334番32、6334番34、6334番35、6334番36、6334番37、6334番68、6334番92、6334番94、6334番97、6334番100、6334番102及び6334番141の区域
南相木村鳥の向 水資源保全地域	南相木村6474番4及び6475番6の区域
南相木村三川 水資源保全地域	南相木村5760番1、5760番2、5761番1、5761番2、5761番3、5762番1、5762番3、5762番4、5762番5、5762番6、5762番7、5764番、5765番1、5765番2、5766番1、5767番1、5767番3、5768番1、5768番2、5768番3、5768番6、5769番1、5769番2、5769番3、5769番6、5770番1、5770番2、5770番4、5771番1、5771番2、5775番、5776番、5777番1、5777番2、5778番1、5778番3、5778番4、5778番6、5778番7、5779番1、5779番7、5779番8、5779番11、5780番1、5781番、5782番、5783番、5784番1、5784番2、5784番3、5785番2、5785番3、5785番4、5785番6、5786番1、5786番2、5786番3、5786番6、5786番7、5787番1、5787番3、5788番1、5789番1、5789番2、5789番3、5790番1、5791番3、5792番1、5792番3、5792番6、5793番、5794番1、5794番2、5794番3、5795番1、5795番3、5795番5、5795番6、5796番1、5796番2、5797番、5798番1、5798番2、5799番、5800番、5801番、5802番1、5802番2、5803番、5804番、5805番1、5805番2、5805番3、5806番1、5807番、5808番1、5808番2、5809番1、5809番2、5809番3、5809番4、5810番、5811番1、5811番3、5811番5、5811番6、5812番1、5812番2、5812番3、5813番1、5813番3、5813番6、5814番1、5814番3、5814番6、5814番7、5814番8、5814番11、5814番13、5816番1、5816番3、5817番、5818番1、5818番2、5818番3、5818番4、5818番8、5819番、5820番、5821番1、5821番3、5821番5、5822番1、5822番3、5822番4、5831番1、5832番及び5834番1の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地域振興局及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

## 長野県告示第65号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

## 2 作業期間

令和3年3月1日から令和3年3月31日まで

## 3 作業地域

長野県全域

建設政策課

## 長野県告示第66号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

基準点測量

## 2 作業期間

令和2年10月12日から令和2年11月27日まで

## 3 作業地域

松本市

建設政策課

## 長野県告示第67号

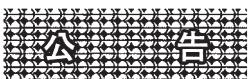
国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
令和2年11月9日から令和2年11月27日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

**公告**

県営みどり湖地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日  
平成27年10月9日
- 3 工事の完了年月日  
令和元年11月28日

農地整備課

**公告**

県営神沢池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日  
平成30年8月27日
- 3 工事の完了年月日  
令和2年1月31日

農地整備課

**公告**

県営大平地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
経営体育成基盤整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成29年3月7日
- 3 工事の完了年月日  
令和2年10月16日

農地整備課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松本都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和3年2月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和3年3月21日（日）午後1時30分から
- (2) 開催場所 松本市村井第一公民館ホール（松本市村井町南3丁目4番21号）

## 2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案  
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案  
松本都市計画区域区分の変更案

## (2) 案の閲覧

公告の日から令和3年3月19日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

## (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

## (2) 公述申出期間

公告の日から令和3年3月12日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）